

大妻女子大学再入学に関する細則

昭和 55 年 4 月 1 日 制定

令和 4 年 4 月 12 日 改正

(総則)

第 1 条 この細則は、大妻女子大学学則(昭和 48 年 4 月 1 日制定。以下「学則」という。)第 23 条及び第 23 条の 2 第 2 項に規定する再入学について定める。

(出願資格)

第 2 条 再入学を願い出ることのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 学則第 18 条により退学した者で、退学後 2 年以内の者
- 二 学則第 23 条の 2 第 1 項第 3 号または第 4 号により除籍された者で、除籍後 2 年以内の者

第 2 条の 2 年度途中で退学または除籍となった場合は、退学または除籍となった年度の 4 月から起算し 2 年以内とする。

(再入学できる学科・専攻)

第 3 条 再入学できる学科・専攻は、退学または除籍前に在学した同一の学科・専攻とする。ただし、学年に関しては、原則として退学または除籍前と同一とする。

(再入学の時期)

第 4 条 再入学の時期は、毎年 4 月とする。

(在学期間)

第 5 条 再入学した者の在学期間は、退学または除籍前の在学期間を含め、8 年を超えることはできない。

(出願手続)

第 6 条 再入学を出願する者は、次の書類を入試グループへ提出するものとする。

- (1) 再入学願書
- (2) 退学または除籍前の成績証明書

2 再入学願を提出できるのは、毎年 2 月の指定の期日までとする。

(選考)

第 7 条 再入学志願者の選考は、当該年度の実施要項により当該学科が行う。

(カリキュラム)

第 8 条 再入学した学生の履修すべきカリキュラムは、再入学を許可された相当年次のカリキュラムを適用する。

(既修得単位の認定)

第 9 条 退学または除籍前に修得した単位は、原則としてこれを認定し、再入学後の修得単位に通算することができる。

(履修指導)

第 10 条 再入学を許可された者に対する履修指導は、クラス指導主任及び教育支援グループにおいて行う。

(納入金)

第 11 条 再入学を許可された者は所定の納入金を指定の期日までに納入するものとする。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、大妻女子大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

2 この規程の管理部署は、広報・入試センター入試グループとする。

附 則

この細則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成元年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 17 年 1 月 11 日から施行し、平成 16 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 20 年 2 月 13 日から施行し、平成 20 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 4 月 12 日 大妻女子大学運営会議)

この規程は、令和 4 年 4 月 12 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。